
02

事業説明

01



社会保障制度について

	第一号被保険者	第二号被保険者	第三号被保険者
加入制度	国民年金	国民年金＋厚生年金保険	国民年金
対象者	①自営業 ②自営業の配偶者 ③無職の人（フリーター） ④学生	会社員や公務員	第二被保険者の配偶者
年齢	20歳以上60歳未満	下限なし、原則70歳未満	20歳以上60歳未満
保険料	16,980円	厚生年金保険料 標準報酬月額により異なる (保険料は事業主と折半)	自身での負担なし
受給権利	老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金	老齢基礎年金＋老齢厚生年金 障害基礎年金＋障害厚生年金 遺族基礎年金＋遺族厚生年金	老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金

優遇されない国民健康保険

	国民健康保険	社会保険
対象者	個人事業主・農協・漁業従事者 等	公務員・会社員・法人役員 その他被扶養者
医療費	3割負担	3割負担
出産一時金	50万円	50万円
出産手当金	もらえない	もらえる
傷病手当金	もらえない	もらえる
保険料計算基準	前年の課税所得で計算	標準報酬月額次第
保険料計算基準	全額自己負担	労使折半
扶養	使えない	使える

弊社の役員として加盟して頂くと、個人事業主の方でも社会保険・厚生年金の適応が可能となります。固定給を受け取るという条件により適応が可能となり、国民健康保険を脱退して社会保険に移行することができます。



お客様の切り替え例



弁護士 55歳
扶養人数：3名
所得：1000万円

切り替え前

国民健康保険料 1,020,000円
国民年金保険料 396,480円
合計 1,416,480円

切り替え後

480,000円

月額 -78,040円 削減
年間 -936,480円 削減



配送業者40歳
扶養人数：1名
所得：500万円

切り替え前

国民健康保険料 836,188円
国民年金保険料 396,480円
合計 1,232,668円

切り替え後

480,000円

月額 -68,723円 削減
年間 -752,668円 削減



中古車販売者25歳
扶養人数：0人
所得：300万円

切り替え前

国民健康保険料 350,424円
国民年金保険料 203,760円
合計 554,184円

切り替え後

480,000円

月額 -6,182円 削減
年間 -74,184円 削減

社会的信用

理事報酬（固定給）が発生し社会保険に加入している状態が、社会的信用を高めてくれます。事業所得者から給与所得者となり、「社会的信用」の向上につながります。

⇒個人事業主では通りにくいクレジットカードの発行審査や各種ローンの審査の通過などが期待できます。

保険料を経費に計上

月会費は口座振替・クレジットカードのいずれかでお支払い可能で、尚且つ自身の経費として計上できます。

⇒クレジットカードの還元ポイントや確定申告で還付される税金を考慮すると月々の実質負担は3万円前後になります。
(=実質社会保険料)

日本一安価な会費設定

所得が高かったり扶養人数が多かったとしても税込み一律で安心の会費設定



300万所得



500万所得



700万所得

弊社

40,000円

40,000円

40,000円

A社

45,000円

45,000円

45,000円

B社

35,000円

50,000円

65,000円

健康保険料・厚生年金料 併せて

年間 480,000円

月額 40,000円 (税込)

03

入会案内

02



お手続き・理事業務について

必要書類

- ・ 印鑑登録証明書（発行3か月以内）
- ・ 入会金2万円のご負担（変更登記費用）
- ・ 弊社指定銀行個人口座開設（住信SBIネット銀行）
- ・ 国民保険/国民年金 脱退手続き

理事業務

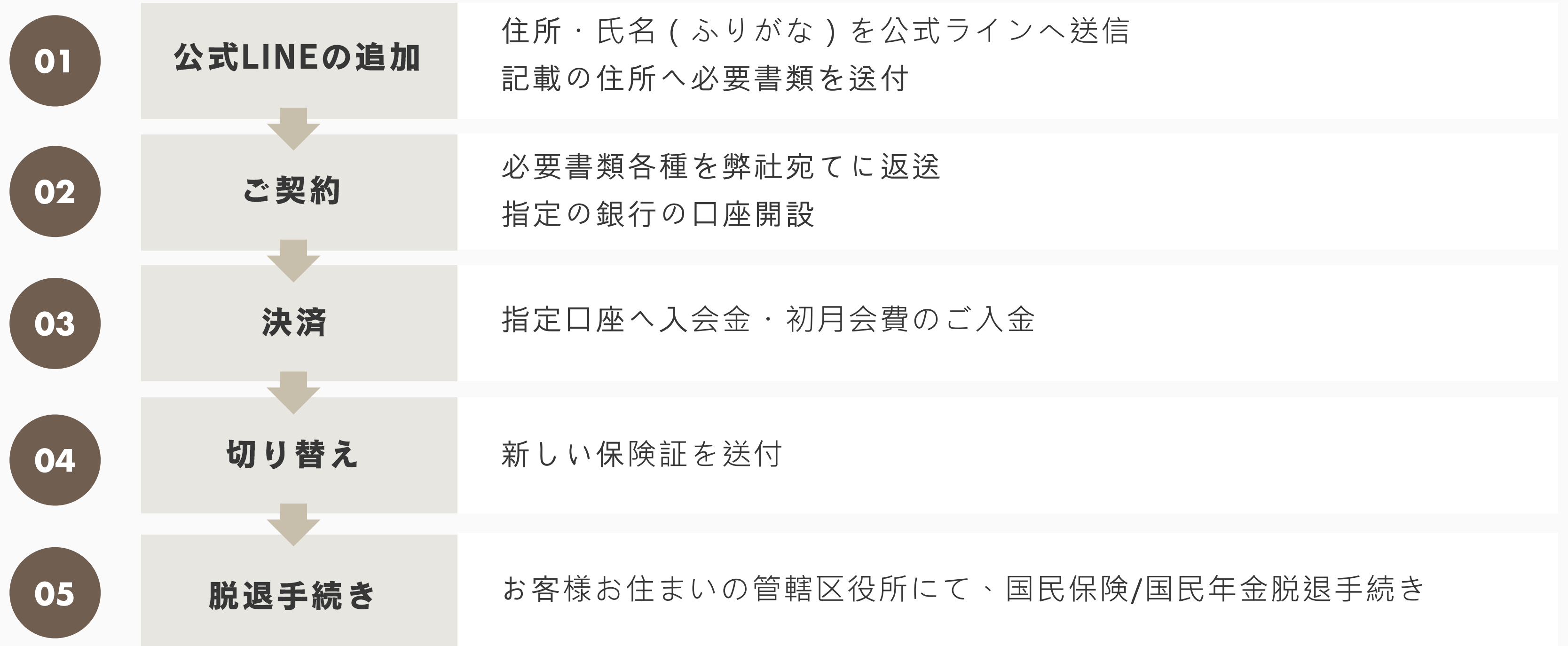
①実態調査

理事となった皆様には個人事業主の実態調査のご協力をお願いいたします。随時公式ラインよりお送りさせていただきます。

②支援活動の拡散

お知り合いに弊社サービスをご活用できる方へのご紹介をお願い致します。

切り替えスケジュール



法人化や再就職を予定しているのですが、どうすればよいですか？

公式LINEよりその旨をお伝えください。
追加費用などは掛からず、弊社を脱退という形で対応することが可能です。
再就職までの繋ぎとしてご活用頂いている方もいます。

切り替え後の確定申告は必要ですか？

はい。ご自身での確定申告をお願いいたします。
弊社より、源泉徴収票をお送りしますので、「給与所得」欄と「社会保険料等控除」欄にご記入ください。

年金の未納分があるのですが、どうしたらいいのでしょうか？

未納状況の詳細を、お住まいの管轄年金事務所へお問い合わせの上、追納について年金事務所担当者へご相談ください。

本当に社会保険へ加入できるのですか？

社会保険証が実際にお手元に届きますので、そちらが社会保険加入の証拠になります。また、「ねんきんネット」をご確認頂ければ、厚生年金の支払い状況も随時ご確認頂けます。ねんきんネットについては、お客様のお住まいの管轄年金事務所へお問い合わせください。

理事就任ということは、何か別途業務が発生しますか？

業務は一切発生しません。ただし、弊社の事業の拡大への協力という意味で「年金制度などのリテラシー向上に向けた勉強」並びに「弊社の事業拡大への協力」これらをお仕事としてご認識頂く必要がございます。

最低賃金に関しては、労働基準法に違反しませんか？

理事＝役員という扱いになります。労働基準法においては、従業員(時間対価)への月額報酬は最低88,000円と指定されています。しかし、役員(年俸制)の報酬に関しては規定は一切ございません。(ゼロでもOK)そのため、完全に合法での対応となります。